

令和6年度 第1回佐倉市国民健康保険運営協議会

(1) 開催日時

令和6年10月25日(金) 開会：18時30分から

(2) 場 所

佐倉市役所 議会棟2階 第3委員会室

(3) 出席委員(敬称略、名簿順)

近藤委員、永山委員、根本委員、都祭委員、寺田委員、四方田委員、覺正委員、平川委員、戸倉委員(以上9名)

(4) 市出席者(事務局)

川島市民部長

〔健康保険課〕

荒木健康保険課長、松戸給付管理班長、櫻井資格課税班長、秋葉高齢者医療班長、橋本主査補

(5) 傍聴者

なし

(6) 議 事

- ・諮問事項1 第1号 佐倉市国民健康保険税条例の一部改正について
(課税限度額の引き上げ)
- ・報告事項1 令和5年度佐倉市国民健康保険特別会計決算について
- ・報告事項2 保健事業について

令和6年度 第1回佐倉市国民健康保険運営協議会（要録）

1 開 会

健康保険課長 開会宣言

1 市民部長あいさつ

2 協議会の成立

議事に先立ち、以下の事項について確認が行われた。

- ・「佐倉市国民健康保険条例施行規則第7条」に基づき、委員定数の2分の1以上が出席（委員総数16名中9名出席）しているため、本日の協議会は成立していること
- ・「佐倉市国民健康保険条例施行規則第10条」の規定に基づき、会議を録音し議事録を作成すること及び市ホームページで公開すること。
- ・「佐倉市情報公開条例第28条」の規定に基づき、会議は公開であり、傍聴人の入室を認めること
（傍聴人 0名）

2 議 事

議事進行（議長：覺正会長（佐倉市国民健康保険条例施行規則第6条による））

諮問事項1 第1号 佐倉市国民健康保険税条例の一部改正について（課税限度額の引き上げ）

□ 事務局から資料に基づき説明を行った。

（主な説明内容）

- ・ 地方税法施行令の一部改正に伴い、令和7年度の後期高齢者支援金等課税分に係る課税限度額を22万円から24万円に引き上げる。
- ・ 印旛管内の他市町村の状況については、白井市、印西市が令和6年度から引き上げを行っており、他6市町は令和7年度から引き上げを行う予定である。また、県内54市町村においては、45市町村が令和6年度から引き上げを行っている。
- ・ 試算では、この引き上げにより約658万円課税額が増加となり、309世帯が限度額超過の世帯となる見込みである。

（質疑応答）

なし

◇議長が諮問第1号について、同意する委員の挙手を求めた。

→ 《全員 挙手》

⇒ 具体的な答申の案文については、会長に一任することで全委員が同意

報告事項 1 令和 5 年度佐倉市国民健康保険特別会計決算について

□ 事務局から資料に基づき説明を行った。

(主な説明内容)

歳入決算額は、17,531,701,941 円で前年度から 79,785,067 円の減少。歳出決算額は、17,518,253,894 円で前年度から 82,940,437 円の減少となっている。

(歳入)

- ・ 主な歳入の国民健康保険税収入は前年度から 269,250,032 円減少している。主な要因は被保険者が前年度より約 2,200 名減少していることによるもの
- ・ 県支出金は、前年度から 277,804,723 円減少している。要因は医療給付費が減少したことに伴い県からの交付金が減少したため
- ・ 繰入金は、決算額が 1,770,326,507 円で約 4 億 8 千万円の増加。国が定めた基準により一般会計から繰り入れを行う法定内の繰入と歳入の不足により一般会計からの補てんを行う法定外繰入があり、法定外繰入は 910,311,000 円で前年度の 419,786,000 円から約 4 億 9,000 万円の大幅な増加となっている。

(歳出)

- ・ 保険給付費は、12,302,323,951 円で、前年度と比較し約 2 億 4,700 万円の減少となった。被保険者数が減少したことが主な要因
- ・ 国民健康保険事業費納付金は、5,011,153,390 円であり、前年度から約 1 億 8,500 万円増加した。医療分と後期高齢者支援分が増加したことが要因

(その他)

- ・ 被保険者数は前年度と比較し 2,247 人の減、世帯数も減少
- ・ 一人当たり医療費は前年度と比較して 1 万 3,086 円の増額となった。
- ・ 国保加入者全体のうち約 50%の被保険者数である前期高齢者（65-74 歳）が、医療費では全体のおよそ 3 分の 2 の金額を占めている。

【質疑応答】

○委員

令和 4 年度の歳入歳出差引額と令和 5 年度歳入の繰越金の金額が異なるのはなぜか。

□事務局

国民健康保険特別会計において、歳計剰余金の 2 分の 1 は財政調整基金に積み立てることとなっているため、2 分の 1 を基金に積み立てた残額を繰越金としている。

○委員

資料の前期高齢者 1 人当たりの医療費をみると、大半が医療費控除の対象となるような高額の自己負担があると想像されるがどうか。

□事務局

所得税の医療費控除については所得が 200 万円以上の方は 10 万円を超える額、200 万

円未満の方は所得の5%を超える額が医療費控除の対象となる。割合等のデータは持ち合わせていないが、多くの方が医療費控除を受けていると考えられる。

報告事項2 保健事業について

□事務局から資料に基づき説明を行った。

【主な説明内容】

(保健事業)

- ・病類別疾病の状況については、「新生物（腫瘍）」が最も一か月あたりの金額が大きく、次いで高血圧などの「循環器系の疾患」が続いている。件数別では、糖尿病など「内分泌、栄養及び代謝疾患」が最多であり、次いで「循環器系の疾患」となっている。
- ・特定健診の令和5年度の受診率は30.9%。令和2年度に新型コロナの影響で受診率が大幅に低下し、その後回復しているものの、コロナ前の受診率までは回復していない状況
- ・特定健診の結果、メタボリックシンドロームまたはその予備群に該当する方に対して保健指導を実施する特定保健指導の令和5年度の実施率は18.7%
- ・人間ドック助成事業については、令和5年度は延べ1,654人に対して助成した。
- ・ジェネリック医薬品の令和5年度の使用割合は81.9%であり、利用率は増加している。
- ・糖尿病性腎症重症化予防事業は、特定健診の結果、数値が一定以上だった方に対して医療受診の勧奨及び保健指導を実施し、重症化予防を図るもの。令和5年度は24人に保健指導を実施した。
- ・重複服薬健指導事業では、令和5年度は文書により対象者12人に実施し、重複薬の解消は9人であった。

【質疑応答】

○委員

資料に関して4点質問する。

- ・金額ベースでは新生物の医療費が最も高額となっているが、高額療養費の対象となるものがどの程度あるか。
- ・腎尿路生殖器の疾患には人工透析が含まれると思うが、人工透析にかかる医療費はどのくらいか。
- ・佐倉市の特定健診受診率は県内の他自治体と比較してどうか。
- ・佐倉市の人口あたりの人工透析患者の割合は、他の自治体と比較してどうか。

□事務局

新生物の患者のうち高額療養費の対象となっている割合の資料はないが、昨年度策定したデータヘルス計画のデータによれば、令和4年度に医療費が100万円以上となっている方は、がんが376人、医療費は18億8,500万円となっている。人工透析の医療費は令和4年度で16億2,100万円となっている。また、県内の特定健診受診率は令和4年度実績で38.1%であり、佐倉市は県の平均より少し低い状況である。

○委員

疾病別の医療費を見ると新生物の医療費が最大だが件数別では順位が下がっているということは、1件当たりの医療費が大きいと推測できる。また、10万人あたりの人工透析にかかる医療費の比較など、実態が把握できるデータがあるとよい。

□事務局

次回以降、資料データについて検討する。

○委員

先日、特定健診の受診のお知らせというハガキが来たが、このような勧奨は以前から実施しているのか。

□事務局

送付時期が年度により若干異なるがハガキによる勧奨は例年実施している。

○委員

特定健診の受診率の向上が課題である。未受診者の年代や要因を分析した上で対策が必要と思うがいかがか。

□事務局

未受診者勧奨に際しては、医療機関に定期通院している方や何年も健診を受診していない方などカテゴリー分類して把握し、ハガキの内容を変えて勧奨を行っている。

○委員

全国の特定健診受診率はどのくらいか。

□事務局

令和4年度で37.6%となっている。

○委員

特定健診はかなり以前から実施されているが、受診率は概ね一定なのか。推移していれば傾向を伺いたい。

□事務局

平成20年度から特定健診が開始され、受診率は徐々に増加傾向であったが、コロナの影響により平成30年度の35.7%をピークに大きく低下してしまった。

3 その他

○事務局説明

- ・ 次回の運営協議会は令和7年2月頃に開催を予定している。

●議長が、全ての議事が終了した旨を宣言した。

4 閉 会

閉会宣言

令和6年10月25日 19時40分 協議会閉会